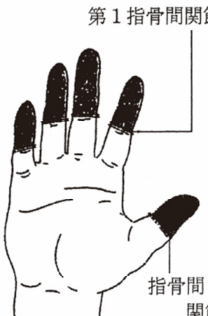
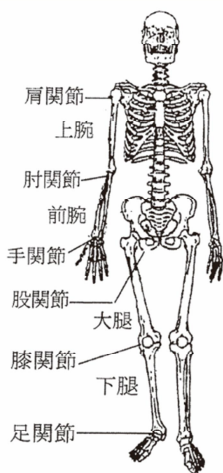


《身体障害者障害程度等級表（身体障害者

級 別		1 級	2 級	3 級
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢 体 不 自 由	上 肢		1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの
	下 肢		1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢をおや指及びびとさし指の機能を全廃したもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢のすべての指を欠くもの 4.一下肢の機能を著しい障害 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの
	体 幹		1.両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を著しい障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢の機能を著しい障害 6.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を著しい障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢の機能を著しい障害 6.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		下肢機能	不随意運動・失調等により下肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により下肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
内部障害	心 臓		それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの	それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん 臓		それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの	それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼 吸 器		それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの	それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼう こう 又は 直 腸		それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの	それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸		それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの	それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫		それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの	それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの
肝 臓		それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの	それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの	それぞれの機能の障害により自己の身の日常生活活動が著しく制限されるもの
備 考		1.同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2.肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とする。 3.異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。 4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。		

福祉法施行規則第五条別表第五号)》

4 級	5 級	6 級	7 級
1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話言葉を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害			
1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
それぞれの機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
それぞれの機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
5.「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。 6.上肢又は下肢欠損の断端の長さは実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7.下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。			

精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われます。障害の状態の判定にあたっての障害等級の判定基準は下表の通りです。

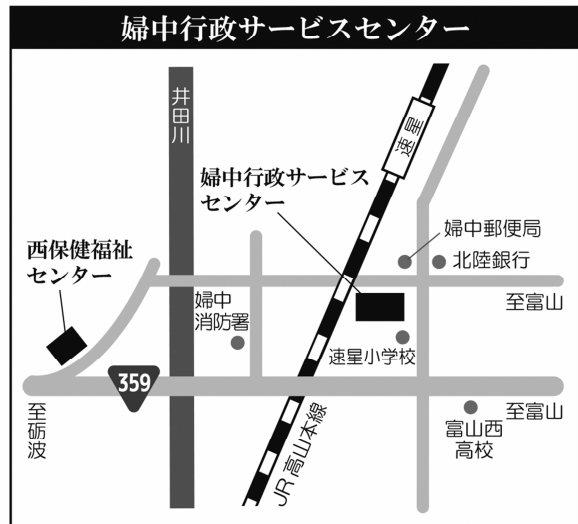
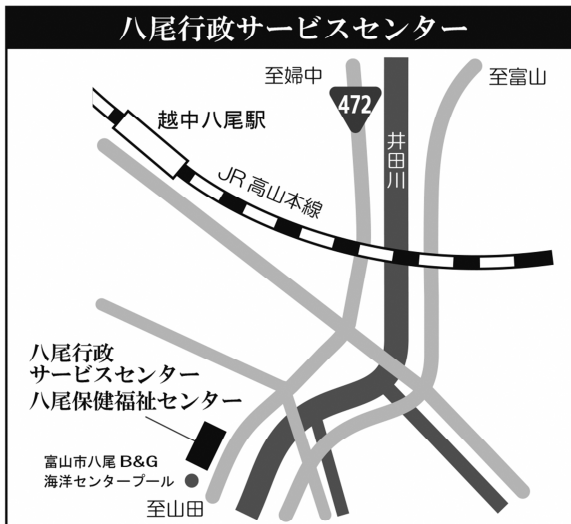
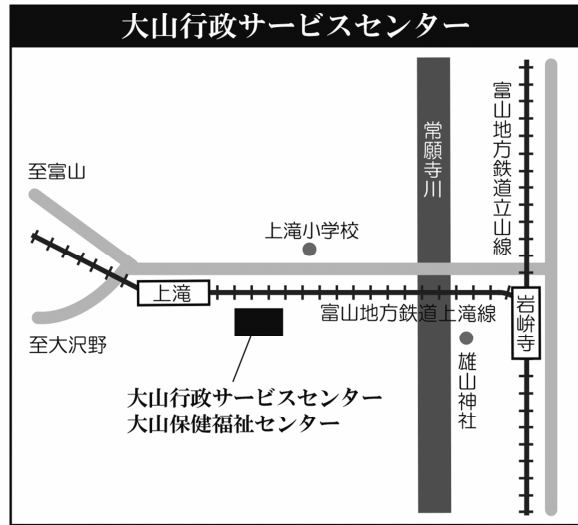
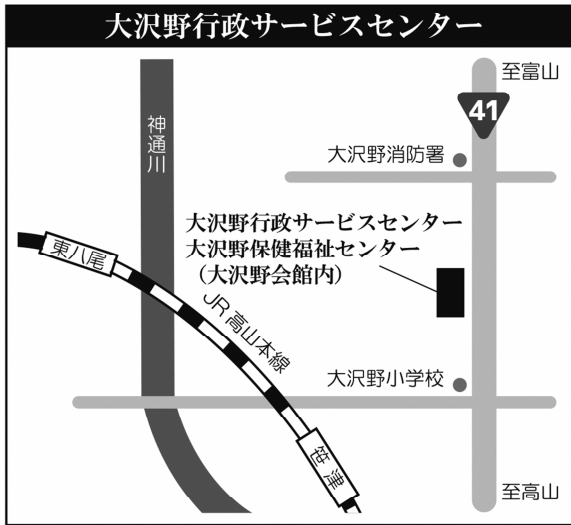
障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1 級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状と、その他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、前記の 1～7 に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (前記 1～8 のうちいくつかに該当するもの)
2 級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
2級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、前記の1～7に準ずるもの	5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的な手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (前記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3級 （精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神神経疾患によるものにあつては、前記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的な手続きや一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (前記1～8のうちいくつかに該当するもの)

《 療 育 手 帳 障 害 基 準 》

区 分	障害の 程 度	表 示	基 準
18 歳 未 満	重 度	A	次のいずれかに該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。 1 知能指数が概ね 35 以下で、食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの。 2 知能指数が概ね 35 以下で、頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とするもの。 3 盲（強度の弱視を含む。）若しくはろうあ（強度の難聴を含む。）又は肢体不自由（これらの障害の程度は身体障害者福祉法に基づく障害等級の 1 級から 3 級に該当する程度のものであること。）を有するものであって知能指数が概ね 50 以下のもの。
	中・軽度	B	A 以外の程度のものであって、知能指数が概ね 75 以下であって社会適応性の乏しいもの。
18 歳 以 上	重 度	A	次のいずれかに該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。 1 知能指数が概ね 35 以下で、日常生活における基本的な動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とするもの。 2 知能指数が概ね 35 以下で、失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とするもの。 注 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害（身体障害者福祉法に基づく障害等級の 1 級から 3 級に該当する程度のものであること。）を有する者については、上記の 1、2 において知能指数が概ね「35 以下」を「50 以下」とする。
	その他	B	A 以外の程度のものであって、知能指数が概ね 75 以下であって社会適応性の乏しいもの。

各行政サービスセンター配置図



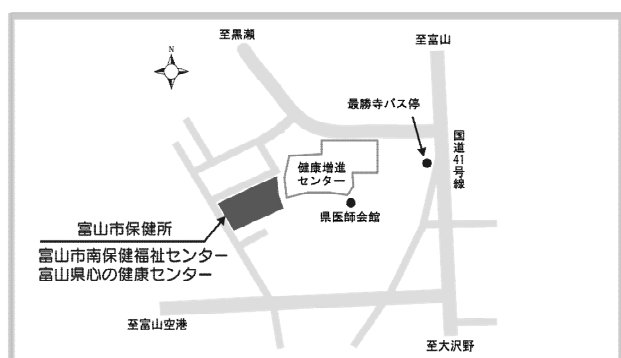
相談窓口等案内図



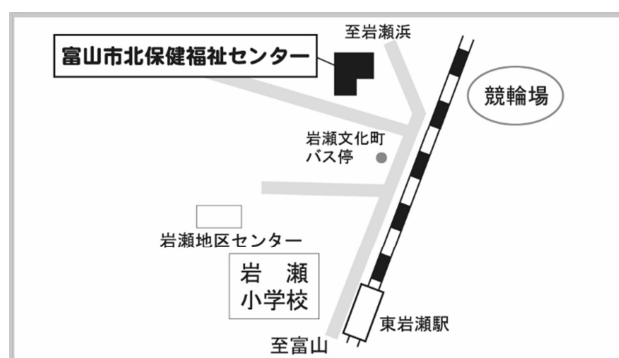
・富山市障害者福祉プラザ ☎428-0113



・富山市中央保健福祉センター ☎422-1172



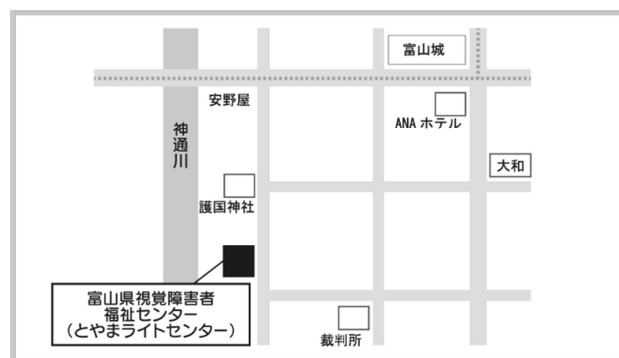
・富山市保健所 ☎428-1155(代)
・富山市南保健福祉センター ☎428-1156
・富山県心の健康センター ☎428-1511
・富山県ひきこもり地域支援センター ☎428-0616
・富山県依存症相談支援センター ☎461-3957



・富山市北保健福祉センター ☎426-0050



・富山市社会福祉協議会 ☎422-3400



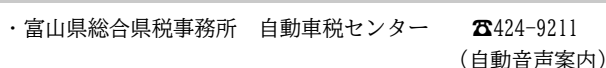
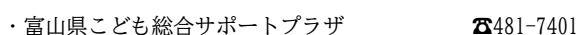
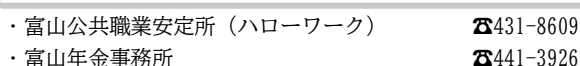
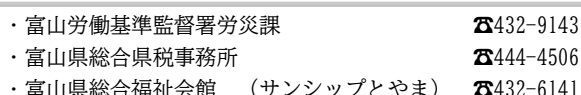
・富山県視覚障害者福祉センター(とやまライトセンター) ☎425-6761



・富山児童相談所 ☎423-4000



・富山県障害者相談センター ☎438-5560



【官公庁】 ・富山県庁本部 ・富山市役所庁舎 ・富山市上下水道局 ・富山市保健所 ・富山県警察本部 ・富山合同庁舎 ・富山総合庁舎 ・富山税務署 ・富山年金事務所	・富山公共職業安定所 ・富山児童相談所 ・富山県障害者相談センター ・富山県心の健康センター ・サンシップとやま ・富山県視覚障害者福祉センター ・富山市まちなか総合ケアセンター	・富山市障害者福祉プラザ ・富山市総合社会福祉センター ・富山障害者職業センター ・富山県運転教育センター ・富山県立図書館 ・富山市立図書館 ・中央児童館 ・富山市営農サポートセンター	・富山中央郵便局 ・富山県民会館 ・富山県民共生センター ・富山産業展示館（テクノホール） ・富山国際会議場（大手町フォーラム） ・富山市民プラザ ・ボルファートとやま ・とやま自遊館
【病院】 ・富山大学附属病院 ・富山県立中央病院 ・富山市立富山市民病院 ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センター ・富山県済生会富山病院 ・富山赤十字病院	【ショッピング】 ・大和富山店 ・アーバンプレイス ・マリエ ・CiC ・MAROOT	・アピア富山店 ・アピタ富山店 ・アピタ富山東店 ・グリーンモール山室 ・ファボーレ	【駅・空港】 ・JR 富山駅 ・電鉄富山駅 ・富山空港 ・流杉 P. A.
【文化・スポーツ施設】 ・富山県美術館 ・富山県水墨美術館 ・富山市科学博物館 ・富山市北代縄文館 ・富山市民俗民芸村 ・とやま古洞の森自然活用村 ・富山ガラス工房 ・富山市芸術文化ホール	・富山市ガラス美術館 ・富山県中央植物園 ・富山市民芸術創造センター ・富山港展望台 ・富山県国際健康プラザ ・富山県総合体育センター ・富山県陸上競技場 ・屋内グラウンド	・富山市勤労身体障害者体育センター ・富山市総合体育館 ・富山市体育文化センター ・富山市民プール ・東富山温水プール ・富山市民球場（アルペンスタジアム）	・岩瀬カナル会館 ・岩瀬スポーツ公園 ・富山市 2000 年体育館 ・富山競輪場 ・常願寺川公園 ・稲荷公園 ・太郎丸公園 ・富山県空港スポーツ緑地



このシンボルマークは、二人の人間が手を取りあい互いに支えあって、上に向かって進展していく姿を表し、“希望”“連帯”“平等”“支援”の象徴で、1981年国際障害者年のシンボルマークです。

発 行	〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市福祉保健部障害福祉課 ・代表電話 (076)431-6111 ・直通電話 443-2056・443-2102・443-2207・443-2254 FAX 443-2143 ・E-mail : shogaifukusi-01@city.toyama.lg.jp
印 刷 製 本	〒939-8075 富山市今泉312番地 特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山 地域活動支援センターⅢ型 富山生きる場センター